

# 令和7年度公共交通デジタル化普及事業 委託業務技術提案作成要領

## 1 業務名

「令和7年度公共交通デジタル化普及事業」実施業務

## 2 業務内容

「令和7年度公共交通デジタル化普及事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

## 3 提出書類

- (1) 企画提案書（様式第3号：表紙） 【正本1部＋副本3部】
- (2) 実施計画書（任意様式） 【正本1部＋副本3部】  
「5 実施計画書等の評価基準」に記載する評価項目について説明する実施計画書を提出すること
- (3) 企業（団体）の概要（様式第4号） 【正本1部＋副本3部】
- (4) 類似業務の受託実績（様式第5号） 【正本1部＋副本3部】
- (5) 実施体制（様式第6号） 【正本1部＋副本3部】
- (6) 見積書（任意様式） 【正本1部＋副本3部】  
積算根拠を具体的に記載し、本業務にかかる経費を全て計上すること
- (7) 誓約書（様式第7号） 【正本1部】

※提出書類の規格は全てA4版とすること。

## 4 審査方法等

- (1) 契約候補者の選定に当たっては、令和7年度公共交通デジタル化普及事業委託業務業者選定委員会の委員が実施計画書及び見積書並びに提案者によるプレゼンテーションをもとに「5 実施計画書等の評価基準」に基づき評価し、評価点の合計点が最も高かった者を契約候補者に選定する。ただし、提出された企画提案書等が1者のみであった場合は、プレゼンテーションによる審査は行わず、提出書類による書面審査を行う。
- (2) 合計点が最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）は、実施計画書の評価点がより高い者を契約候補者とする。実施計画書の評価点が同じときは、実施体制の点数が高い提案者を最優秀提案者とする。
- (3) 提案を行う者が1者のときは、評価点の平均点が50点以上であることを選定の最低条件とする。

## 5 実施計画書等の評価基準

評価項目		評価基準	配点	
実施計画書	総括	事業目的に沿った内容であるか	5	
		本業務に関する知識、理解及び意欲があるか	5	
	1GTFSデータセミナー・相談会の開催	方向性	セミナー開催の目的を理解した提案となっているか	5
		内容	GTFSデータ作成についての知見が十分あるか	5
			公共交通事業者、市町村、データ作成ツール開発者及びデータリポジトリ管理者と円滑な連絡・調整が期待できるか	10
			独自性や工夫がみられ、かつ、実現性があるか	5
	2 交通事業者・市町村担当者への個別支援	市町村や交通事業者に対する通年でのフォローアップ体制が適切に組まれているか	20	
	3 新技術情報提供セミナーの開催	方向性	セミナー開催の目的を理解した提案となっているか	5
		内容	技術提案を行う企業についての知見が十分あるか	5
			独自性や工夫がみられ、かつ、実現性があるか	5
類似業務	類似業務の受託実績	類似業務における実績及び経験を有するか	10	
実施体制	業務実施体制	業務実施に必要な人材や体制が確保されているか	10	
見積書	見積金額	見積金額が低額であるか	10	
合計			100	